

保育

保育所入所受け付け 働く親の応援団

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77・3914

保育所入所申込書は11月6日(水)から町内の各保育所と福祉保健課で配布します。新規の入所希望者だけでなく、4月以降も引き続き入所する場合も、再度この申込書が必要になります。

入所資格

保育所によって入所可能児童の年齢は異なりますが、町内に住所を有し、仕事や出産、病気や障害、長期介護などで保育に当たることがない乳幼児です。ただし、保護者以外にも親族や他の方が保育できる場合は、

入所できませんのでご注意ください。

また、保育所と幼稚園を同じと考えて申請される方がいますが、保育所は保育に欠ける児童を保護者の代わりに保育する児童福祉施設ですので、幼稚園とは異なります。

申込書の受け付け(面接)

入所を希望する方は、受付日に必要書類をご持参の上、会場へお越しください。新規入所の場合は、児童同伴となります。

受付日時

11月30日(土)
午前8時30分～正午

受付場所

役場南庁舎1階研修室

※受付日以降でも役場福祉保健課で受け付けますが、**12月13日(金)で締め切ります。**

医療

後期高齢者医療制度 75歳の誕生日を迎える方

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

75歳になられる方は、今まで加入していた国民健康保険や健康保険組合、共済組合などから抜けて、後期高齢者医療制度に加入します。

誕生日以降に使用する後期高齢者医療被保険者証は、誕生日の1カ月前までには郵送で送付します。

また、誕生日を過ぎた後、およそ1～2カ月経過してから保険料通知書および納付書を送付しますので、確認の上、納付をお願いします。

保険料の納付方法はその後、原則として特別徴収(年金から天引き)へと変更となりますが、年金から天引きが始まるまでの間や年金から天引きができない場合、または希望されない場合など、**便利な口座振替をお勧めいたします。**

【注意】

①75歳を迎えてからすべし、**年金天引きは始まりません。**

その間は納付書で納付いただくか、口座振替をお申し込みいただくかのどちらかになります。

②保険料が未納のままの場合、被保険者証の有効期限が1年から6カ月へと短くなる恐れもあります。納め忘れなどに十分ご注意ください。

③以前、国民健康保険税を口座振替で納付されていた方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を申し込まれていない方は、手続きが必要です。

詳しいお問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合
☎ 043-130816768



スクラップブックの様子
(9月5日、支援センター)